

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙運発第27号
令和6年11月13日
警察庁交通局長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第98号。以下「改正府令」という。)及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示(令和6年国家公安委員会告示第48号)が令和6年11月13日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

令和7年11月以降、新たに製作される総排気量50cc以下で設計最高速度が50km/hを超える一般原動機付自転車に対し、大気環境保護と国際基準調和の観点から、新たな排ガス規制が適用開始されることとなった。

当該規制をクリアする一般原動機付自転車の開発は困難であり、取得が容易な原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)で運転することができる、総排気量50cc以下の一般原動機付自転車の区分に該当する原動機付自転車(以下「現行原付」という。)の国内での生産・販売の継続が、今後、困難となることを受けて、警察庁において、総排気量125cc以下の二輪車の最高出力を現行の原付と同等レベルの4.0kW以下に制御した二輪車(以下「新基準原付」という。)を原付免許で運転することについて、車両の走行評価や関係者からのヒアリング等を行うなどして検討を行った。

その結果、新基準原付は現行原付と同程度に容易かつ安全に運転することができるため、両者を同じ運転免許区分とすることが適当と評価されたことを受け、二輪車の車両区分を見直すものである。

2 内容

構造上出すことができる最高出力を4.0kW以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車を、現在は総排気量50cc以下とされている一般原動機付自転車と新たに区分する(改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2)

3 参考

改正府令と同日付けで、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令99号）が公布、施行されている。これにより、改正府令と同様に、最高出力が4.0kW以下の総排気量125cc以下の二輪車は、第二種原動機付自転車ではなく、現在は総排気量50cc以下とされている第一種原動機付自転車と新たに区分されることとなるので、参考とされたい。

なお、新基準原付については、外見上の識別措置をはじめ、国民に対する広報啓発を推進する必要があるところ、識別措置等の留意事項等については、別途指示する。

(参考資料)

改正府令、省令及び教則の官報の写し

○内閣府令第九十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号イの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（一）一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル（二輪のものうち、構造上出ることが出来る最高出力が四・〇キロワット以下の原動機を有するものにあつては、〇・一二五リットル）、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>	<p>（一）一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>

附 則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項及び第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
 の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(原動機付自転車の範囲及び種別) 第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律 第八十五号。以下「法」という。）第二条 第三項の総排気量又は定格出力は、次のと おりとする。</p> <p>一 内燃機関を原動機とするものであつ て、二輪を有するもの（側車付のものを 除く。以下同じ。）にあつては、その総排 気量は〇・一二五リットル以下、その他 のものにあつては〇・〇五〇リットル以 下</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするも のであつて、二輪を有するものにあつて は、その定格出力は一・〇〇キロワット 以下、その他のものにあつては〇・六〇 キロワット以下</p> <p>2 前項に規定する総排気量又は定格出力を 有する原動機付自転車のうち、総排気量が 〇・〇五〇リットル以下（二輪を有するも のであつて、最高出力が四・〇キロワット 以下のものにあつては、〇・一二五リット ル以下）又は定格出力が〇・六〇キロワッ ト以下のものを第一種原動機付自転車と し、その他のものを第二種原動機付自転車 とする。</p> <p>(検査対象外軽自動車等の型式認定) 第六十二条の三 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、左に 掲げる事項を記載した申請書を国土交通大 臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外 軽自動車等を提示しなければならない。た だし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国 土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外 の検査対象外軽自動車等の提示について は、地方運輸局長にするものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>(原動機付自転車の範囲及び種別) 第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律 第八十五号。以下「法」という。）第二条 第三項の総排気量又は定格出力は、左のと おりとする。</p> <p>一 内燃機関を原動機とするものであつ て、二輪を有するもの（側車付のものを 除く。）にあつては、その総排気量は〇・ 一二五リットル以下、その他のものにあ つては〇・〇五〇リットル以下</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするも のであつて、二輪を有するもの（側車付 のものを除く。）にあつては、その定格出 力は一・〇〇キロワット以下、その他の のものにあつては〇・六〇キロワット以 下</p> <p>2 前項に規定する総排気量又は定格出力を 有する原動機付自転車のうち、総排気量が 〇・〇五〇リットル以下又は定格出力が 〇・六〇キロワット以下のものを第一種原 動機付自転車とし、その他のものを第二種 原動機付自転車とする。</p> <p>(検査対象外軽自動車等の型式認定) 第六十二条の三 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、左に 掲げる事項を記載した申請書を国土交通大 臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外 軽自動車等を呈示しなければならない。た だし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国 土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外 の検査対象外軽自動車等の提示について は、地方運輸局長にするものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の 検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に は、当該検査対象外軽自動車等が道路運送 車両の保安基準に適合しているかどうかを 検査し、適合すると認めるときは、当該検 査対象外軽自動車等に第十六号様式による 型式認定番号標を、その原動機に総排気量 （原動機付自転車であつて二輪を有するも ののうち、総排気量が〇・〇五〇リットル を超え〇・一二五リットル以下であり、か つ、最高出力が四・〇キロワット以下のも のにあつては、総排気量及び最高出力）又 は定格出力（以下「総排気量等」という。） を表示しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(原動機付自転車用原動機の型式認定) 第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排 気量等が第一条に規定する範囲内にあるか どうかを判定することによつて行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型 式の原動機に第二十三号様式による型式認 定番号標及び総排気量等を表示しなければ ならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>附則 第一条 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 第二条 (経過措置) この省令の施行の際現にこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条第二項に規定する原動機付自転車であるもの（旧規則第六十二条の三第一項の認定又は旧規則第六十七条第一項の型式認定（次項において「旧型式認定等」という。）を受けていないものであつて、この省令の施行後に新たに運行の用に供するものを除く。）の種別については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則（次項において「新規則」という。）第一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 この省令の施行の際現に旧型式認定等を受けている型式（旧規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車に係るものに限る。）に係る新規則第六十二条の三第五項から第七項まで又は第六十七條第五項及び第六項の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の 検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に は、当該検査対象外軽自動車等が道路運送 車両の保安基準に適合しているかどうかを 検査し、適合すると認めるときは、当該検 査対象外軽自動車等に第十六号様式による 型式認定番号標を、その原動機に総排気量 又は定格出力を表示しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(原動機付自転車用原動機の型式認定) 第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排 気量又は定格出力が第一条に規定する範囲 内にあるかどうかを判定することによつて 行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型 式の原動機に第二十三号様式による型式認 定番号標及び総排気量又は定格出力を表示 しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

告 示

○国家公安委員会告示第四十八号

道路交通法（昭和二十五法律第五号）第八十八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。
令和六年十一月十三日
国家公安委員会委員長 坂井 学

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 歩行者の心得</p> <p>注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については<u>50cc以下</u>（二輪のものうち、<u>構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有するものにあつては、125cc以下</u>）、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。</p> <p>[注3・注4 略]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>注1 [略]</p> <p>注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については50cc以下（二輪のものうち、<u>構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有するものにあつては、125cc以下</u>）、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。</p> <p>[注3～注9 略]</p>	<p>第2章 歩行者の心得</p> <p>注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については<u>50cc以下</u>、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。</p> <p>[注3・注4 同左]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>注1 [同左]</p> <p>注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。</p> <p>[注3～注9 同左]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第九十八号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。